

少額領収書等の写しの開示制度と情報公開制度の比較

政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示制度と、情報公開法の規定による情報公開制度を比較した表が表 1 である。

また、それぞれの制度における開示請求者及び開示請求がされた領収書等の写し（行政機関が保有する情報）に情報が記載された政治団体を含む第三者に係る不服申立及び行政事件訴訟について比較した表が表 2 である。

少額領収書等の写しの開示制度と情報公開制度		
	国会議員関係政治団体に係る 少額領収書等の写しの開示制度	情報公開制度
根拠法	政治資金規正法第19条の16	情報公開法
開示される 情報の保有 主体	国会議員関係政治団体	行政機関
不開示情報	政治資金規正法第19条の16第10項で 情報公開法第5条に規定する不開示情 報を引用	情報公開法第5条に規定する不開示情 報
開示請求権の 濫用の制限	政治資金規正法第19条の16第5項	明文の規定なし (権利の濫用の一般法理)
開示期限の延 長	○ 事務処理上の困難その他正当な理 由があるときは、30日以内に限り延長 することができる。(政治資金規正法第 19条の16第13項) ○ 著しく大量な請求の場合、例外的 に段階的に開示することも可能である。	○ 事務処理上の困難その他正当な理 由があるときは、30日以内に限り延長 することができる。(情報公開法第10条 第2項) ○ 著しく大量な請求の場合、例外的 に段階的に開示することも可能である。
行政機関の長 への提出期限 の延長	国会議員関係政治団体の会計責任者 は、事務処理上の困難その他正当な理 由があるときは、総務大臣又は都道府 県の選挙管理委員会に対し、相当の期 間延長するよう求めることができる。(政 治資金規正法第19条の16第7項)	
手数料	開示請求に係る手数料： 開示請求に係る一の国会議員関係政 治団体の少額領収書等の写しにつき、 300円。 開示の実施に係る手数料： 少額領収書等の写しを複写機により複 写したもの1枚につき10円など。 ただし、300円を超えるまでは無料 (政治資金規正法施行令第13条)	開示請求に係る手数料： 開示請求に係る行政文書1件につき、 300円。 開示の実施に係る手数料： 行政文書を複写機により用紙に複写し たものの交付1枚につき10円など。 ただし300円を超えるまでは無料 (情報公開法施行令第13条)
	同一内容の請求については、基本的には、同額である。	

※ 各都道府県が保有する情報は、各都道府県の情報公開条例による。

情報公開法による開示請求及び政治資金規正法による少額領収書等の写しの開示請求に係る不服申立及び行政事件訴訟について

1 開示請求者によるものについて		
	少額領収書等の写しの開示制度	情報公開制度
(1) 行政不服審査法		
① 異議申立	○	○
② 審査請求	○(都道府県)(※1)	×
③ ①②の決定に当たっての情報公開・個人情報保護審査会への諮問(情報公開法第18条)	×	原則として○
(2) 行政事件訴訟法		
①行政処分取消	○(※2)	○(※2)
2 少額領収書等の写しまたは行政機関が保有する情報に情報が記載された第三者(政治団体を含む。)によるものについて		
	少額領収書等の写しの開示制度	情報公開制度
(1) 開示決定前の手続		
行政機関への意見書の提出について	×	○(行政機関の長の任意による判断)
反対意見書が提出された場合の行政機関の長の対応について	×	開示決定後直ちに、第三者に対して、開示決定をした旨等を書面により通知。 また、開示決定の日と開示実施をする日の間に少なくとも二週間を置かなければならない。(情報公開法第13条第3項)
(2) 行政不服審査法		
① 異議申立	○	○
② 審査請求	○(都道府県)(※1)	×
③ ①②の決定に当たっての情報公開・個人情報保護審査会への諮問(情報公開法第18条)	×	原則として○
④ ①②に当たっての執行停止	処分庁である行政機関の長は、必要があると認めるときは、第三者の申立て又は職権により、執行停止をすることができる。(行政不服審査法第34条第2項及び同法第48条)	
(3) 行政事件訴訟法		
① 行政処分取消	○(※2)	○(※2)
② ①に当たっての執行停止	処分により生ずる重大な損害を避けるため、緊急の必要があるときは、裁判所は、申立により、処分の執行停止をすることができる。(行政事件訴訟法第25条第2項)	

※1 少額領収書等の写しの開示については、地方自治法上第1号法定受託事務とされているので、地方自治法第252条の2第1項により、国に対して審査請求することができる。

※2 不服申立前置について、法令で特段の定めがないため、不服申立を経由せず、取消訴訟を起こすことができる。